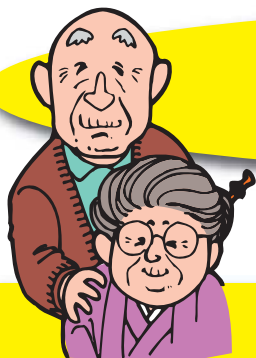


～市民課国保年金係からのお知らせです～



75歳以上の方へ (一定の障害のある方は65歳以上)



平成20年4月から
新しく**後期高齢者医療制度**が始まります。

市広報の1月号・2月号で後期高齢者医療制度の概要と保険料についてお知らせしましたが、今月は**保険証の送付**及び**保険料の徴収開始**についてお知らせします。

4月から保険証が新しくなります

現在75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)の方は、4月から保険証が新しくなります。4月1日からは、新しい『後期高齢者医療制度』の保険証を医療機関の窓口で提示して受診して下さい。

- 新しい保険証は3月下旬頃、郵送でお送りする予定です。



お医者さんにかかるとき

お医者さんにかかったとき医療費の一部を負担します。医療機関で支払う自己負担割合は、

一般の人 ➡ **1割** 現役並み所得の人 ➡ **3割**

- 現役並み所得者:同一世帯で課税所得145万円以上の所得がある方
収入だと、
・単身世帯の場合……383万円以上
・2人以上世帯の場合……520万円以上

ー福祉医療からのお知らせー

1 4月から始まる後期高齢者医療制度に関連してお知らせします。

- ※ 現在、老人医療で福祉医療費受給者証をお持ちの方は、後期高齢者医療制度に移行後もそのまま対象となります。
- ※ 後期高齢者医療制度に移行後、新たに対象となる方
 - 65歳以上で身体障害者手帳1級～3級を所持又は療育手帳Aを所持の方のうち、**社会保険本人**のため所得制限でマル福非該当になっている方
 - 75歳以上で身体障害者手帳4級～6級を所持の方のうち、**社会保険本人**のためマル福非該当になっている方

2 4月に小学校入学、又は3月に高校等卒業の方へお知らせします

- ※ 現在お持ちの福祉医療費受給者証は3月31日で終了となりますが、新たに身体障害手帳等を所持した18歳以上の方、母子・父子家庭となられた6歳以上の方については引き続きマル福に該当する場合があります。

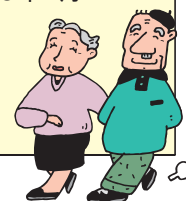
詳しくは、市民課国保年金係(電話43-3307)へお問い合わせください。

保険料の徴収が始まります

平成20年度より後期高齢者医療保険料の徴収が始まります。徴収が始まる時期は現在ご加入の健康保険によって異なります。

- 特別徴収対象者：年金受給額が年額18万円以上の人で、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超えない人
納め方：年6回の年金定期払いの際に保険料が天引きされます。
- 普通徴収対象者：年金受給額が年額18万円未満の人または、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える人
納め方：市役所から送られてくる納付書や口座振替等により納めます。

3月31日現在	徴収開始時期		納期	送付される通知書	通知書の送付時期
国民健康保険・国保組合に加入されている方	特別徴収対象者	平成20年4月	①	保険料賦課決定通知書 仮徴収開始通知書	平成20年4月上旬
	普通徴収対象者	平成20年7月	②		
社会保険等の加入者本人	特別徴収対象者	平成20年7月	③	保険料賦課決定通知書 納入通知書(納付書等)	平成20年7月
	普通徴収対象者		④		
社会保険等の被扶養者	特別徴収対象者	平成20年10月	⑤		
	普通徴収対象者		⑥		



区分・年月		納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国民健康保険・国保組合	特別徴収	①	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
	普通徴収	②				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
社会保険等の加入者本人	特別徴収	③			※1	1期	2期	3期	1期		2期		3期	
	普通徴収	④				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
社会保険等の被扶養者	特別徴収	⑤			※2	1期	2期	3期	1期		2期		3期	
	普通徴収	⑥				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※1…社会保険等の加入者本人で特別徴収対象者は、7月から9月までは納付書による普通徴収で、10月からは年金からの天引きとなります。

※2…社会保険等の被扶養者は1期から3期まで(7月から9月まで)は保険料の徴収がありません。

現在65歳～74歳の老人保健医療受給対象者の方(一定の障害がある方)

後期高齢者医療制度に加入し、被保険者となりますが、あらかじめ市町村に対し、障害認定の申請を撤回する申し出を行った場合には、後期高齢者医療制度の被保険者とならず、引き続き、国保や社会保険等で医療を受けることができます。また、一度、後期高齢者医療制度の被保険者になっても、申請により取消しを申し出ることもできます。

制度に関する問い合わせは？

仙北市市民課 国保年金係
秋田県後期高齢者医療広域連合

TEL 43-3307
TEL 018-838-0610